

周南市ブルーカーボン推進事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市ブルーカーボン推進事業業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市ブルーカーボン推進事業業務委託

(2) 業務の目的

(3) 業務内容

(4) 業務期間

(5) 履行場所

別添「周南市ブルーカーボン推進事業業務委託仕様書」のとおり

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 5, 786, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の大分類「調査・研究（設計関係を除く）」の小分類「環境に関する調査・分析」または大分類「調査・研究（設計関係を除く）」の小分類「検査・測定」のいずれかに登録されていること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年2月28日までに提出し、受付が完了していること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和5年4月18日（火）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードしてください。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式3）

② 提出期限

令和5年5月2日（火）17時必着

③ 提出場所

周南市産業振興部水産課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式4）を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和5年4月19日（水）から令和5年4月24日（月）17時までとします。（ただし、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

水産課 E-mail : suisan@city.shunan.lg.jp

水産課 電話番号：0834-22-8366（ダイヤルイン）

(4) 回答方法

令和5年4月26日（水）13時以降に周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書表紙（様式5）

② 企画提案書（任意様式）

副本は、企業ロゴなど提案者が認識できるものを記載しないこと

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること

④ 業務実施体制（様式6）

外部協力がある場合、受託候補者は契約締結時、書面にて協力会社名等を市へ報告し承諾を得ること

(2) 提出期間

令和5年5月9日（火）から令和5年5月22日（金）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出場所

周南市産業振興部水産課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

郵送または持参

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方

法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本11部とします。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施日時

令和5年5月30日（火）予定

実施順は参加表明書の受付順とし、時間割は別途通知します。

② 実施場所

周南市役所本庁舎

③ プレゼンテーション及びヒアリングの流れ

企画提案書を使用し、詳細を説明してください。なお、別段にアピールする事項があれば、ここで説明してください。その後、質疑応答いたします。評価者からの質問について回答してください。

プレゼンテーションの時間は、1者45分以内（提案25分以内、質疑20分程度）を予定しています。

④ 注意事項

参加者は1事業者あたり3名までとします。PC等を使用する場合は、プロジェクターおよびスクリーンを準備しますので、担当部署へご連絡ください。

プレゼンテーションにおいて、資料への社名等の記載、発言、服装で参加者が特定されることがないように注意してください。

⑤ その他

企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立することとします。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市ブルーカーボン推進事業業務委託プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒア

リング内容) 及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

評価者1人当たり100点満点、合計500点満点で、各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、次の方法により順位を決定します。

ア 評価項目「大島干潟のブルーカーボン創出・拡大」、「徳山下松港内の他地域のブルーカーボン創出」及び「持続可能なブルーエコノミー基本構想策定に向けた基本方針や目標達成のための方策決定」の評価点の合計が高い者を受託候補者とします。

イ アにおいてもなお同点の場合は、評価項目「実績」及び「実施体制」の評価点の合計が高い者を受託候補者とします。

ウ イにおいてもなお同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

各評価者の持ち点の合計を満点とし、その6割を最低基準点とします。それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和5年6月15日(木)以降、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称(50音順)

ウ 参加者の評価点(点数順)

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

イ及びウについて、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができます。

またプロポーザル参加者全員に審査結果通知書を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

評価基準及び配点は次表に掲げるとおりです。ただし、評価会で評価項目を変更、追加等することがあります。

項目	評価項目	評価基準	配点
組織	実績	事業者として、国または地方公共団体等における事業実績を有しているか。	5点

		(過去10年間)	
	実施体制	本市、漁協、大島干潟を育てる会など関係者からの相談や協議などに対し、迅速かつ的確に対応できる体制となっているか。	5点
		実際の調査活動や作業に当たる人員が、専門知識を有しており、適切な指導・助言等を行える配置となっているか。	5点
提案内容	総合性情報収集・分析力	藻場・干潟等の生態系に関する専門知識を備えた上で、カーボンニュートラルポートやブルーカーボンオフセットなど、国交省や関係機関の最新の施策や動向を踏まえた提案となっているか。	5点
	大島干潟のブルーカーボン創出・拡大	大島干潟の藻場を拡大するために、アマモ場等の造成について有効な提案となっているか。 大島干潟における生物多様性の定量的な評価方法が最適な提案となっているか。	20点
	徳山下松港内の他地域のブルーカーボン創出	市内他地域で選定している候補地について、ブルーカーボン創出・拡大の推進に有効な提案となっているか。 大島干潟での保全活動を踏まえ、市内他地域の藻場づくりや保全活動に有効なマニュアル作成の提案となっているか。	20点
	持続可能なブルーエコノミー基本構想策定に向けた基本方針や目標達成のための方策決定	周南市ブルーエコノミー基本構想策定のための基本方針を「周南市のブルーカーボンを推進することで、コベネフィット効果を最大限に活用して、水産振興と地域の活性化を図る」、目標を「①大島干潟を拠点とした市内他地域へのブルーカーボンの拡大、②ブルーエコノミーによる水産振興と地域活性化」と決定しているが、この基本方針と目標の達成に最適な提案となっているか。	20点

	地域精通度	徳山下松港や大島干潟及び本市海域などの現状や課題に対して、一定の理解を有した提案となっているか。	5点
	説明能力	提案内容の説明や質問に対する回答が明確で分かりやすいか。	5点
見積書	見積額	配点5点×(提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格)	10点

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年4月18日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年4月19日(水)から 令和5年4月24日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年4月26日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和5年5月2日(金)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和5年5月8日(月)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年5月9日(火)から 令和5年5月22日(月)まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和5年5月30日(火) 予定
⑧ 審査結果の通知	令和5年5月31日(水) 予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和5年6月中旬予定
⑩ 審査結果等の公表	契約締結後

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成1

6年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。

- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市産業振興部水産課水産担当

電話番号 0834-22-8366

FAX 番号 0834-22-8575

E-mail suisan@city.shunan.lg.jp